

照会用原稿

PEFC プロジェクト調達要求規格に基づいて認証を実施する 認証機関に対する要求事項



PEFC 評議会
1215 Geneva 15, Switzerland
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41
(0)22 799 45 50
E-mail:
info@pefc.org, Web: www.pefc.org

著作権

© PEFC Council 202X

この規格は PEFC 評議会の著作権により保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト (www.pefc.org) から無料で入手できます。また、請求に応じて入手可能です。

PEFC 評議会の許可なく、この規格のいかなる部分も、商業目的で、いかなる形式または手段によっても、変更、修正、複製、またはコピーすることはできません。

この文書の公式版は英語です。翻訳版は PEFC 評議会または PEFC 各国認証機関から入手できます。言語の解釈に疑問がある場合は、英語版を参照してください。

文書名： PEFC プロジェクト調達要求規格に基づいて認証を実施する認証機関に対する要求事項

文書番号： PEFC ST XXXX

承認： PEFC COC Working Group **承認日：** 202X-XX-XX

発効日： XX-XX-XXXX

施行日： XX-XX-XXXX

目次

1. 適用範囲	6
2. 参照文書	7
3. 用語と定義	8
4. 一般要求事項	8
5. 構造に関する要求事項	9
6. 資源に関する要求事項	9
6.1 認証機関職員	9
6.1.1 一般事項	9
6.1.2 認証プロセスに関関係する職員の力量管理	10
7. プロセスに関する要求事項	11
7.1 一般	11
7.2 申請	11
7.3 申請のレビュー	12
7.4 評価	13
7.5 遠隔審査	17
7.6 レビュー	18
7.7 認証の決定	18
7.8 認証書類	19
7.9 定期審査	22
7.10 認証の終了、認証の削減、一時停止または取り消し	23
7.11 苦情と異議申し立て	23
8. マネージメントシステムに関する要求事項	23
付属書 1 (規範的) 認証機関の PEFC 公示	24
付属書 2 (規範的) PEFC 公示に関し PEFC 評議会が認める認定	25
付属書 3. (規範的) マルチプロジェクトの審査におけるサンプリングの実施に関する特別 要求事項	26
付属書 4. (規範的) マルチサイトと SME プロジェクトグループ認証	29
付属書 5. (規範的) 審査報告書の最低限の内容	32

序文

PEFC（森林認証承認プログラム）は、森林認証と森林由来製品のラベル表示を通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。

PEFC 認証を受けた持続可能な森林管理は、PEFC が承認した国別および地域別の森林認証制度を通じて行われ、これらの制度は、PEFC の森林管理認証基準に関する持続可能性ベンチマークに準拠していることが独立機関によって評価される。PEFC の持続可能性ベンチマークに関する詳細は、PEFC のウェブサイト（www.pefc.org）を参照。

PEFC 評議会は、各国の森林認証制度の相互承認を提供し、国際的な COC 規格（PEFC ST 2002）および PEFC 商標の使用規則（PEFC ST 2001）を定めている。PEFC 評議会は、COC 認証およびプロジェクト調達認証は、IAF の製品認証に関する多国間承認協定（MLA）に署名している認定機関によって認定された認証機関によって実施されることを義務付けている。

認定は、認定された認証機関が業務を遂行する能力を備えていることを保証することにより、企業とその顧客のリスクを軽減する。IAF の会員である認定機関は、最高水準の業務運営を行うとともに、認定する認証機関に対し、適切な国際規格およびそれらの規格の適用に関する IAF ガイダンスへの準拠を求めることが要求されている。

IAF 認定機関メンバーが、認定プログラムの同等性を保証するための定期的な評価に基づいて付与する認定により、世界のある地域で認定適合性評価認証書を取得した企業の認証書は世界の他の地域でも認められるようになる。

この文書は、PEFC 国際 COC 規格に基づく認証を提供する認証機関に対する要求事項を定めた PEFC ST 2003:2020 を補足するものである。

はじめに

PEFC 評議会は、プロジェクト調達認証を実施する認証機関に対し、ISO/IEC 17065、PEFC 文書、および本書に規定する ISO 19011 の関連規定の要求事項を満たすことを要求する。

ISO/IEC 17065 は、製品、サービス、およびプロセスの認証を実施する機関の基準を定めた国際規格である。プロジェクト調達認証は、調達原材料の原産地に関する投入情報を、プロジェクトに含まれる製品の原産地に関する情報に反映する、相互に関連する、または相互作用する一連の活動であるプロジェクトにおけるプロセス認証とみなされる。

PEFC プロジェクト調達認証の要求事項は PEFC ST XXXX に記載されており、PEFC 商標の使用規則もこの規格に記載されています。また、PEFC 評議会技術文書の PEFC ST 2001 にも従わなければならない。さらに、認証機関は、本書に規定する PEFC ST 2003 の関連要求事項にも従わなければならない。

本文書全体を通して、「shall（しなければならない）」という用語は、ISO/IEC 17065 の要求事項および PEFC の CoC 認証に固有の要求事項を反映し、必須である規定を示すために使用される。「should（すべきである）」という用語は、必須ではないものの、IAF および PEFC 評議会が要求事項を満たすための認められた手段として提供するガイダンスを示すために使用される。

本文書の規範的ガイダンスは、PEFC 評議会によってのみ提供されなければならない。

本文書には、ISO/IEC 17065 および ISO 19011 の本文は含まれていない。これらの文書は、ISO または国家標準化機関から入手できる。

1. 適用範囲

この文書は、PEFC ST 20XX に基づくプロジェクト調達認証を実施する認証機関に対し、このスキーム固有の要求事項を規定するものである。

顧客組織は、PEFC プロジェクト調達規格に基づく認証を、単一プロジェクトまたは複数のプロジェクト（マルチプロジェクト認証）で申請することができる。また、顧客組織は、個人組織、マルチサイト組織、または SME（中小企業）グループのいずれかである。規格本文では、単一プロジェクト認証およびマルチプロジェクト認証（該当する場合）の内容を規定し、付属書 3（規範的）において、マルチサイトおよび SME グループに関する追加すべき要求事項を規定している。

2. 参照文書

日付のある参考文献については、引用されている版のみが適用される。日付のない参考文献については、参照文書の最新版（修正を含む）が適用される。

PEFC 規格については、PEFC ウェブサイト参照

IAF MD 2：認定マネジメントシステム認証の移転に関する必須文書

IAF MD 4：監査／評価目的での情報通信技術（ICT）の利用に関する必須文書

ISO/IEC 17000：適合性評価－用語及び一般原則

ISO/IEC 17065：適合性評価－製品及びプロセス及びサービスに関する認証機関に対する要求事項

ISO 19011，マネジメントシステムの審査に関するガイドライン

ISO/IEC ガイド 2:2004、標準化および関連活動－一般用語

PEFC ST 2002，森林及び森林外樹木産品の COC- 要求事項（www.pefc.org 参照）

PEFC ST 2002-1, PEFC EUDR デュー・デリジェンス・システム 実施のための要求事項 (PEFC EUDR DDS)

PEFC ST 2001, PEFC 商標規則-要求事項（以下 PEFC 商標規則）,（www.pefc.org 参照）

PEFC ST 2003, PEFC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項)

PEFC ST XXXX, プロジェクトにおける森林および森林外樹木産原材料の持続可能な調達とトレーサビリティ - 要求事項 (PEFC プロジェクト調達規格)

3. 用語と定義

この規格においては、ISO/IEC 17000、ISO/IEC 17065、ISO 19011、ISO/IEC Guide 2、PEFC ST 2002、PEFC ST 2003、および PEFC Project sourcing ST に示されている関連定義に加えて、以下の定義が適用される。

3.1 顧客組織

プロジェクト認証を申請中、またはプロジェクト調達認証を取得済みの組織（複数拠点組織および SME（中小企業）グループ組織を含む）。

注：この文書で使用されている「顧客組織」という用語は、ISO/IEC 17065 で使用されている「サプライヤー」という用語と同等である。

3.2 グリーンビルディング評価者

グリーンビルディング評価機関から認定された資格を持ち、該当するグリーンビルディング・フレームワークの基準への建物の適合性を評価および検証する権限を持つ者。

注：グリーンビルディング評価員は通常、建物の環境性能を評価する国内または国際的な認定フレームワークに基づいて資格を取得している。代表的な例としては、ドイツ持続可能建築評議会（DGNB）、建築研究機関環境評価手法（BREEAM）、エネルギーと環境デザインにおけるリーダーシップ（LEED）、グリーンスター（オーストラリア・ニュージーランドグリーンビルディング評議会）、建築環境効率総合評価システム（CASBEE）、高質環境（HQE）、ノルディックスワンエコラベル、WELL ビルディングスタンダード（WELL）、EDGE（Excellence in Design for Greater Efficiencies）などがある。以上のリストはすべてを網羅しているわけではない。

3.3 PEFC プロジェクト認証書

認証書は、本規格の要件に従ってプロジェクトを管理する顧客組織に発行される。プロジェクト認証書は、単一のプロジェクト（単一プロジェクト認証）または複数のプロジェクト（マルチプロジェクト認証）に対して発行できる。

4. 一般的要求事項

ISO の第 4 項および PEFC ST 2003 の第 4 条 のすべての要求事項が適用される。

5. 構造要求事項

ISO/IEC 17065:2012(E)の第5条に規定されているすべての要求事項が適用される。

6. 資源に関する要求事項

6.1 認証機関の職員

6.1.1 一般事項

ISO/IEC 17065:2012(E) の 6.1.1 項に記載されているすべての要求事項

6.1.1.1 認証活動に携わる要員

6.1.1.1.1 PEFC ST 2003、6.1.1.1 のすべての要件が適用される。

6.1.1.2 審査員

6.1.1.2.1 一般的事項

6.1.1.2.1.1 PEFC プロジェクト調達規格に基づく認証サービスを提供する資格を申請する審査員については、認証機関は、審査員が以下の要件を満たしていることを確認しなければならない。

- a) PEFC COC 認定審査員であり、PEFC 評議会が承認する PEFC プロジェクト調達規格に関する初期研修を受講し、合格していること。その後、PEFC 評議会が承認する PEFC プロジェクト調達規格に基づく認証業務を開始すること。
- b) グリーンビルディング資格を有する審査員は、PEFC 評議会が承認する PEFC プロジェクト調達規格に関する初期研修を受講し、同規格に基づく審査を開始する前に合格していること。また、ISO 19011 に基づく審査手法に関する研修を修了し、PEFC COC 資格を有する審査員と同等の能力に関する知識と技能を有していることを実証していること（6.1.1.2.7 参照）。
- c) 審査員の最初の資格要件である PEFC ST 2003 に基づく資格を有していること。さらに、PEFC 評議会が承認する PEFC プロジェクト調達規格に関する初期研修を受講し、同規格に基づく審査を開始する前に合格していること。

6.1.1.3 審査チーム

PEFC ST 2003、6.1.1.3 のすべての要求事項が適用される。

6.1.1.4 レビューアーと認証決定者

6.1.1.4.1 PEFC プロジェクト調達認証研修

認証機関は、審査員および認証決定者が PEFC COC の資格を有し、PEFC 評議会が承認する PEFC プロジェクト調達認証規格に関する初期研修を受講し、合格していることを確認しなければならない。

注：PEFC ウェブサイト（www.pefc.org）では、研修に関する詳細情報を提供している。

6.1.2 認証プロセスに関わる職員の力量管理

6.1.2.1 認証機関は、資格を有する審査員、認証決定者、および審査員が、2 暦年ごとに、PEFC 評議会が認定する PEFC プロジェクト調達認証に関する再研修に合格していることを確認しなければならない。

注：研修に関する詳細は、PEFC ウェブサイト www.pefc.org に掲載されている。

6.1.2.2 PEFC プロジェクト調達規格が新たに発行された場合、認証機関は、改訂規格に基づく活動を実施する前に、適格な審査員、レビューアー、および認証決定者が、更新された要求事項を網羅する PEFC 評議会が認定する再研修を修了することを確保しなければならない。

注：研修に関する詳細は、PEFC ウェブサイト www.pefc.org に掲載されている。

6.1.2.3 PEFC プロジェクト調達認証監査を実施するための審査員資格を維持するために、審査員は以下のいずれかを実施しなければならない。

a) PEFC COC 審査資格を維持の観点からは、PEFC プロジェクト調達の審査は、年間 2 件以上の COC 審査を実施するという要求事項を満たすため、PEFC COC 審査としてカウントされる。

b) プロジェクト関連分野における COC 規格、ISO 9001、または ISO 14001 に基づく外部審査、またはグリーンビルディング外部評価を、年間 5 件以上実施する。これらの審査と評価の合計は、少なくとも 2 件の COC 審査または PEFC プロジェクト調達審査を含む、少なくとも 7 日間の審査業務をカバーしなければならない。

年間 2 件以上の PEFC COC 審査またはプロジェクト調達審査を達成できなかった場合、審査員はこれらの審査を PEFC が認定する特定の研修に置き換えることができる。

6.1.2.4 法定休暇や長期の病気などの例外的な状況において、6.1.2.3 を遵守できない審査員は、資格を維持するために、資格のある審査員の指導の下で少なくとも 2 回の PEFC COC または PEFC プロジェクト・調達認証審査を実施しなければならない。

6.1.2.5 レビュー担当者および認証決定者は、暦年ごとに少なくとも 1 回の PEFC COC または PEFC プロジェクト調達認証審査に立ち会わなければならない。

7. プロセスに関する要求事項

7.1 一般事項

PEFC ST 2003 の第 7.1 項に記載されているすべての要求事項が適用される。

7.2 申請

7.2.1 認証機関は、PEFC プロジェクト調達認証の申請の一環として、顧客組織から少なくとも以下の情報および文書を入手しなければならない。

- a) 法人の名称、住所および法的地位
- b) プロジェクトが実施される場所（明確な物理的境界、特定の地理的位置、または調整された複数の場所を含む）
- c) プロジェクト調達認証規格に定義されている顧客組織の文書化された手順
- d) マルチサイト認証または SME 認証の場合、PEFC プロジェクト調達認証の対象となるサイト、および顧客組織と関連サイトがその種類の認証の対象となることを示す情報
- e) 顧客組織が他の認証機関にプロジェクト調達認証を申請している、または申請済みで、申請が拒否された、または拒否されている場合、申請が拒否された、または拒否された理由に関する情報
- f) 申請組織が本申請前に PEFC または他の認証システムに参加しており、認証が一時停止、取消、または終了された場合、認証が一時停止、取消、または終了された理由に関する情報

注 1： マルチサイトおよび SME グループに対する具体的な要求事項は、付属書 3 に記載されている。

注 2： 情報は、顧客組織との最初の接触時に取得する必要があるが、少なくとも 7.3 項および 7.4 項に基づく活動を実施する前に取得しなければならない。

7.2.2 認証機関は、各プロジェクトについて、必要に応じて、少なくとも以下の情報を顧客組織から入手しなければならない。

- a) 単一プロジェクト認証の場合のプロジェクト期間の概算
- b) PEFC プロジェクトメンバーのリスト、法人名、連絡先、住所、法的地位、PEFC 認証ステータス（該当する場合）、定義された役割と責任、およびプロジェクトサイト外における作業の実施の有無

c) プロジェクト調達認証範囲の説明

注：これらの情報は、顧客組織との最初の連絡時に入手する必要はないが、少なくとも 7.3 項および 7.4 項に基づく活動を実施する前に入手しなければならない。

7.2.3 認証機関は、申請が新規申請ではなく認証の移転として扱われるべきかどうかを判断するために、依頼組織から十分な情報を入手しなければならない。要求事項 7.4.10 も参照

7.3 申請のレビュー

7.3.1 認証機関は、申請書の審査のための文書化された手順を備えなければならない。

7.3.2 認証機関は、申請書の審査において、認証の対象となるプロジェクト調達に含まれる活動の複雑さと規模を特定し、評価することを確実にしなければならない。

7.3.3 認証機関は、申請顧客に認証サービスを提供できる能力と能力があることを保証するための文書化された手順を備えていなければならない。

7.3.4 認証機関は、認証サービスの提供に必要な能力または能力が不足している場合、認証サービスの提供を拒否しなければならない。

7.3.5 認証機関は、申請の受諾決定の記録を保持しなければならない。

7.3.6 認証機関は、受諾に先立ち、申請顧客の受諾基準を定めなければならない。

7.3.7 受諾基準には、申請顧客、または法的前任者による現在または過去の不正行為への関与を特定しなければならない。

7.3.8 認証機関は、関連する場合には法的前任者を含め、基準に照らして申請顧客を評価し、評価の記録を保持しなければならない。評価は、受諾に先立ち、申請顧客の認証への適格性を判断するものでなければならない。

7.3.9 認証機関は、現在不正行為に関与している証拠がある場合、申請を拒否しなければならない。

7.3.10 過去に不正行為に関与したことがある場合、認証機関は、不正行為への関与が停止され、かつ申請顧客またはその法的前任者が進行中の公的調査および／または制裁の対象となっていないという証拠がない限り、申請を受理してはならない。

7.3.11 認証機関は、森林管理、COC、またはプロジェクト調達認証を目的とした PEFC またはその他の認証制度への申請顧客またはその法的前任者の参加について、申請顧客から提供された情報を評価しなければならない。PEFC またはその他の認証制度への参加が停止、撤回、または終了した場合、認証機関は、申請こきゃくの PEFC 認証要求事項への適合に関するコミットメントおよび能力を調査しなければならない。調査の結果、適合できない、または適合しない可能性が高いことが判明した場合、申請クライアントが適合する能力とコミットメントを有することを証明するまで、申請の処理をそれ以上進めてはならない。

7.3.12 認証機関は、申請が他の認定認証機関によって発行された既存の認証書の移転として扱われるべきであると判断した場合、IAF MD2 に従って業務を遂行しなければならない。

7.3.13 認証の移転の場合、認証機関は、認証書の移転を受け入れる前に、未解決の重大な不適合がすべて解決されていることを確認しなければならない。

7.3.14 認証の移転は、受け入れ側の認証機関が PEFC によって同一システムおよび同一認定規格に基づいて認定されている場合にのみ可能である。

7.3.15 認証機関は、申請審査の結果を申請顧客に書面で通知しなければならない。申請が却下された場合、認証機関は申請顧客にその理由を書面で提供しなければならない。

7.4 評価

7.4.1 一般的事項

7.4.1.1 認証機関は、リスクに基づくアプローチに基づいて評価を実施しなければならない

7.4.1.2 認証機関は、各審査についてリスクに基づく審査計画が策定され、審査活動の実施及びスケジュールに関する合意の基礎となることを確実にするための、文書化された手順を備えなければならない。

7.4.1.3 審査計画は依頼組織に伝達され、審査の日程は事前に合意されなければならない。

注1：審査計画の作成に関するガイダンスは、ISO 19011:2018 の 6.3.2 項に規定されている。

7.4.1.4 認証機関は、審査チームリーダーを含む審査チームの選定及び任命に関する文書化された手順を備えなければならない。

注：審査チーム及び審査チームリーダーの選定に関するガイダンスは、ISO 19011:2018 の 5.5.4 項に規定されている。

7.4.1.5 審査の目的は、以下のとおりである。

- a) 顧客組織が PEFC プロジェクト調達要求事項の適用可能なすべての要求事項に適合していることを確認する。
- b) 顧客組織が PEFC 商標規則の適用可能なすべての要求事項に適合していることを確認する。
- c) 初回審査以降、顧客組織が有効な PEFC 商標ライセンス契約を締結していることを確認する。

注：PEFC 商標および PEFC 主張の使用状況は、定期審査および更新認証審査時に評価される。初回審査では、PEFC 商標および PEFC 主張の使用計画または使用予定について評価される。

- d) PEFC 以外のプロジェクトメンバーが、適用されるプロジェクト認証要求事項に適合していることを確認する。

注：PEFC COC 認証プロジェクトメンバーは、プロジェクト調達活動をカバーする有効な PEFC COC 認証を保有している場合、COC 認証を通じて適用されるプロジェクト認証要求事項に適合しているとみなされる。

- e) PEFC 評議会および PEFC 各国別管理団体の要求に従ってデータを収集する。

7.4.1.6 審査計画には、文書および「準備状況」のレビューを含めるものとする。このレビューの範囲には、少なくとも以下の項目が含まれなければならない。

- a) 認証監査の範囲と目的の確認。
- b) プロジェクト調達認証の対象となるサイト、所在地、および活動の確認。
- c) 顧客のプロジェクト調達管理文書の審査。
- d) 該当する場合、特定の条件の評価。

- e) 顧客の内部監査およびマネジメントシステムの完全性に関する手順、ならびにそれらの実施の有効性の評価。
- f) 顧客の PEFC 商標使用手順の適合性の判断。
- g) 現地審査中に考慮すべきリスクの判断

7.4.1.7 このレビューは、7.5 項に従い、ICT を用いて遠隔で実施することができる。

注：情報通信技術（ICT）とは、情報の収集、保存、検索、処理、分析、伝送のために利用する技術である。これには、スマートフォン、携帯端末、ノートパソコン、デスクトップパソコン、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブルテクノロジー、人工知能などのソフトウェアおよびハードウェアが含まれる。ICT の利用は、現地および遠隔地での審査／評価の両方に適している場合がある（出典：IAF MD4:2023）。

7.4.1.8 審査を実施するため、認証機関は、審査の申請の一環として提出された書類に加え、顧客組織から以下の文書を受け取らなければならない。

- a) プロジェクトオーナーおよびプロジェクトマネージャー（該当する場合）
- b) 外部委託サービス提供者を利用する場合、その利用業者、委託者（プロジェクトメンバーか組織）か、委託される業務の詳細
- c) プロジェクトサイト以外で活動する、PEFC 認証を保有して ないプロジェクトメンバー
- d) サプライチェーンの複雑さを把握するのに十分なサプライチェーンの説明
- e) 使用されるすべての森林及び森林外樹木製品の完全なリスト、および非認証資材が使用されるか否か

7.4.1.9 認証機関は、リスクに基づくアプローチに基づき、プロジェクトサイト外で活動を行っている PEFC 認証を受けていないプロジェクトメンバーに対する現場審査が必要かどうかを判断しなければならない。

7.4.1.10 認証機関は、ISO 19011:2018 6.4 項に規定されている関連ガイダンスに従って審査を実施しなければならない。

7.4.1.11 認証の移転の場合、認証機関は ISO/IEC 17065 7.4.5 項および IAF MD2:2017 に基づき業務を遂行しなければならない。

7.4.2 審査期間

7.4.2.1 認証機関は、審査時間を決定するための文書化された手順を備え、各顧客組織について、監査チームからの意見を参考に、顧客組織の完全かつ効果的な審査を計画し、達成するために必要な時間を決定しなければならない。

7.4.2.2 認証機関が決定した審査時間およびその決定の根拠を記録しなければならない。

7.4.2.3 現地審査の最短時間は4時間である。これには、特定の状況下で正当化され、文書化できる場合を除き、報告活動は含まれない。

7.4.2.4 認証機関は、審査における審査工数を決定するにあたり、少なくとも以下の点を考慮しなければならない。

- a) プロジェクト調達認証規格の要求事項
- b) PEFC プロジェクト認証の適用範囲内における顧客組織の事業規模と複雑性
- c) 過去の審査結果
- d) 利害関係者からの裏付けられた懸念、苦情、または不適合の申し立て（もしあれば）
- e) 翻訳の必要性　そして、
- f) プロジェクトレベル：
 - i) 適用された管理方法とその実施レベル
 - ii) 問題のある出处からの原材料調達に関する重大なリスクを生じさせる可能性のある供給の範囲
 - iii) PEFC 商標の使用活動の範囲
 - iv) プロジェクトメンバーの人数、役割、および PEFC 認証取得状況
 - v) 顧客組織の PEFC プロジェクト調達認証の対象範囲に含まれるすべての外部委託サービス提供者
 - vi) プロジェクト期間、およびその期間内におけるプロジェクトの段階
 - vii) プロジェクトサイト外で活動する PEFC 認証を取得していないプロジェクトメンバー、および／または PEFC 認証を取得していない外部委託サービス提供者

7.4.2.5 複数プロジェクト認証の場合、認証機関は、異なるプロジェクト内で7.4.2.3に記載されたプロジェクトレベルの要素を考慮しつつ、プロジェクトの数とその複雑性を評価しなければならない。

7.4.3 サンプルング

7.4.3.1 認証機関は、ISO 19011:2018 A.6 に規定されるガイダンスに従い、審査におけるサンプルングのための文書化された手順を備えなければならない。審査におけるサンプルングを決定する際、認証機関は、少なくとも以下を実施しなければならない。

7.4.3.2 審査におけるサンプリングを決定する際に、認証機関は少なくとも以下の側面を考慮しなければならない。

- a) PEFC プロジェクト調達規格の要求事項
- b) PEFC プロジェクト調達認証の範囲内におけるクライアント組織の事業の規模と複雑さ
- c) 過去の審査結果
- d) 利害関係者からの裏付けられた懸念、苦情、または不適合の申し立て（もしあれば）
- e) 前回の認証審査以降の変更（もしあれば）
- f) プロジェクトレベル：
 - i. 適用された管理方法とその実施レベル
 - ii. 問題のある出处からの原材料調達に関する重大なリスクを生じさせる可能性のある供給品の範囲
 - iii. PEFC 商標の使用状況
 - iv. 顧客組織の PEFC プロジェクト調達認証の対象範囲に含まれる外部委託サービス提供者
 - v. プロジェクト期間、および定められた期間におけるプロジェクトの段階
 - vi. リサイクル原材料の使用状況
 - vii. プロジェクトメンバーレベル：
 - a. プロジェクトメンバーの人数、役割、および PEFC 認証ステータス
 - b. PEFC 認証を受けていないプロジェクトメンバーによる外部委託サービス提供者
 - c. プロジェクトサイト外の PEFC 認証を受けていないプロジェクトメンバーおよび／または PEFC 認証を受けていない外部委託サービス提供者

注：複数プロジェクトの監査実施におけるサンプリングに関する具体的な要は、本書の付録 3 に記載されている。

7.5 遠隔審査

7.5.1 認証機関は、必要に応じて、以下の目的で遠隔審査を実施するために ICT 手法を使用することができる。

- a) 認証監査の範囲と目的の確認
- b) プロジェクト調達認証書の対象となるプロジェクト、場所、および活動の確認
- c) 顧客の文書の審査
- d) 顧客の内部監査およびマネジメントシステムの完全性に関する手順、ならびにそれらの実施の有効性の評価

- e) PEFC 商標の使用および該当する場合は PEFC 承認認証システム商標の使用に関する顧客の手順の適合性の確認
- f) 審査中に考慮すべきリスクの特定
- g) 審査計画の最終決定
- h) 特別審査

注：特別審査は、計画外、または審査プログラム外の審査であり、急な通知で実施される場合がある。

7.5.2 例外的な状況により審査員が顧客の現場訪問を実施できない場合、審査には要求事項 7.4.3.1 を超える ICT 手法が含まれる場合がある。

注：例外的な状況には、国または地域の規則、あるいは健康リスクによる制限が含まれる。

7.5.3 認証機関は、ICT を用いて遠隔審査または審査の一部を遠隔で実施するための文書化された手順を備えなければならない。これには、少なくとも以下の事項が含まなければならない。

- a) ICT の利用の適切性を評価するための基準と指標
- b) ICT の利用に伴うリスクと、それが審査の有効性に及ぼす影響
- c) 利用可能な技術とその利用方法
- d) 顧客の適格性（例：デジタルファイルへのアクセス、文書化されたマネージメントシステムへのアクセス）
- e) 顧客の能力

7.6 レビュー

ISO/IEC 17065:2012(E) の条項 7.5 に記載されているすべての要件が適用される。

7.7 認証の決定

7.7.1 審査所見は、重大な不適合と軽微な不適合に分類されなければならない。

7.7.2 初回認証を付与する前に、少なくとも重大な不適合および軽微な不適合は是正され、是正処置は認証機関によって検証されなければならない。

7.7.3 マルチプロジェクト認証の場合、再認証を付与する前に、少なくとも重大な不適合は是正され、是正処置は認証機関によって検証されなければならない。

7.7.4 審査で特定された重大な不適合および軽微な不適合については、顧客組織が是正措置を実施し、不適合を解決しなければならない。是正措置計画は、期限を含め、認証機関によって審査され、承認されなければならない。

7.7.5 定期審査で特定された重大な不適合に対する是正措置の完了および認証機関による検証の期間は、認証機関の規則に従うが、3ヶ月を超えてはならない。

7.7.6 再認証審査および定期審査中に特定された軽微な不適合に対する是正処置は、次の審査までに検証されなければならない。

7.7.7 マルチプロジェクト認証の場合、認証機関は不適合を特定した場合、その不適合の影響、それがプロジェクト固有のものであるか、組織経営レベルにおける根本的な不適合であるかを特定しなければならない。不適合が顧客組織のマネージメントシステム全体に影響を及ぼす場合、認証機関は組織レベルで不適合を報告し、適切な是正措置を講じなければならない。

7.7.8 不適合が特定の申請プロジェクトのみに影響し、適切な期間内に対処されない場合、当該特定の申請プロジェクトは認証の範囲から除外されなければならない。

7.8 認証書類

7.8.1 認証書には、少なくとも以下の情報が記載されなければならない。

- a) 認証機関の識別情報
- b) 認証対象となるプロジェクトを実施する顧客組織、および該当する場合はそのサイト／法人の名称および住所
- c) 認証書の種類（個別認証、マルチサイト認証、または SME プロジェクトグループ認証）
- d) 認証機関の PEFC 商標ライセンス番号を記載した PEFC ロゴ
- e) 認定機関の認定マーク（該当する場合は認定番号を含む）
- f) 認証の付与、延長、または更新の日付
- g) 付与された認証の範囲（7.7.3 項参照）
- h) マルチプロジェクトの場合、有効期限または再認証期限。認証文書の発効日は、認証決定日より前にはならない。

7.8.2 顧客組織の名称および住所は、PEFC プロジェクト調達認証活動が行われていない法人の名称および住所（例：メールボックスの住所）とすることができる。

7.8.3 移行期間中に認定を受けずに発行されたプロジェクト認証書については、プロジェクト認証書に認定マークは表示されない。

7.8.4 認証の範囲には、以下の情報を含めなければならない。

- a) 認証が単一プロジェクト（単一プロジェクト認証）かマルチプロジェクト（マルチプロジェクト認証）か

注：SME プロジェクト調達認証は常にマルチプロジェクト認証である。

- b) PEFC ST XXXX プロジェクト調達認証 - 要求事項参照

- c) PEFC ST 2001、PEFC 商標規則 - 要求事項参照、および該当する場合は、PEFC が承認する国家森林認証システムによって採用された本規格の国別識別情報

7.8.5 PEFC プロジェクト調達認証規格および PEFC 商標規則については、審査が実施された時点の PEFC 商標規則、および認証が付与された時点で有効であった版を参照しなければならない。

7.8.6 さらに、認証書類には、認証の対象となる各プロジェクトについて、以下の情報を含めなければならない。

- a) プロジェクトの名称、住所、および概要。
- b) プロジェクトが申請プロジェクトであるか完了プロジェクトであるか。

注：申請対象プロジェクトとは、プロジェクト調達認証書の対象となるプロジェクトのうち、まだ完了していないプロジェクトである。申請対象プロジェクトは、まだ開始されていない場合もあれば、進行中の場合もある。

- c) 各プロジェクトのプロジェクト完了日。

注：申請プロジェクトの場合、完了予定日。

- d) PEFC 製品カテゴリーを用いて認証の対象となる設置コンポーネントおよびプロジェクトレベルに適用されたプロジェクト認証方法。

注：この情報は、認証書の付属書の一部として提供することも、認証書とは別に提供することもできる。また、PEFC データベースから直接提供することもできる。

7.8.7 認証機関は、7.8.6 項に基づき、当該認証書に記載されているプロジェクトに関する情報が入手できる場所を認証書上に明記しなければならない。

7.8.8 認証書番号は、以下の順序で、認証機関名の略称（発行される PEFC 認証書にも同じ略称を使用する）、ダッシュ (-)、プロジェクト調達認証規格の略称（PEFC-PRJ）、ダッシュ (-)、そして認証機関が証明書に付与する対応する数字識別番号で構成されなければならない。

注：2 つの認証機関が同じ略称を使用することはできない。現在の略称は、PEFC ウェブサイトの認証機関検索にある、各認証機関の該当セクションで確認できる。

7.8.9 認証機関は、7.8.9 の要素（ハイフンおよび大文字の PRJ を含む）を変更してはならない。

7.8.10 マルチサイトおよび SME グループプロジェクト認証書の場合、認証書の数値識別にはサイトの識別情報を含めることができる。括弧 () には認証書番号に含めてはならず、表示のみを目的としている。例：AAAAAACC-PEFC-PRJ-1111-01

注：認証対象企業の数値識別情報（長さおよび桁数）、およびマルチサイトおよび SME グループプロジェクト認証書の場合の任意のサイト識別情報は、認証機関が決定する。SME グループの場合、各参加者に対してサブ認証書番号を発行することを強く推奨する。

7.8.11 認証機関は、認証書類を英語、および必要に応じてその他の言語、ならびに合意された作業言語で発行しなければならない。

7.8.12 マルチプロジェクト認証の場合、認証の有効期間は最長 5 年間としなければならない。認証を維持するためには、認証機関は再認証審査を実施し、新しい認証書を再発行しなければならない。

7.8.13 個々の認証保有者に発行される単一プロジェクト調達認証の場合、認証書類の有効期間は 1 年間とし、プロジェクトが完了するまで毎年更新しなければならない。

注：単一プロジェクトの認証の場合、認証は通常、プロジェクトが完了した時点で終了する。認証自体は終了するが、プロジェクトは解体または撤去されるまで認証された状態が維持される。

7.8.14 認証機関は、認証の付与、一時停止、終了、取消し、認証範囲の変更、または認証もしくは認証機関が PEFC に報告すべき情報に影響を与えるその他の変更があった場合、関連する PEFC 国別管理団体（NGB）または PEFC 国別管理団体が存在しない場合には PEFC 評議会に直ちに通知しなければならない。

7.8.15 マルチプロジェクト認証においては、顧客組織が原材料の混合リスクがなく、プロジェクト開始時点までの完全な記録を保有している限り、審査と審査の間に新たなプロジェクトを認証範囲に追加することができる。認証機関は、顧客組織に対し、プロジェクト範囲と適応された管理プロセスの提供を求め、提供された情報を分析し、プロジェクトの追加が可能かどうかを確認しなければならない。

7.8.16 審査報告書には、少なくとも付属書 4 に規定されている情報を含まなければならない。

7.8.17 要求に応じて、認証機関は、4.5 項に従い、PEFC 評議会および／または PEFC 国別管理団体（NGB）に対し、審査報告書および PEFC が要求するその他の必要な審査記録のコピーを英語で送付しなければならない。

7.9 定期審査

7.9.1 定期審査は毎年実施しなければならない。

7.9.2 15 ヶ月未満の単一プロジェクトの個別認証の場合、認証機関は、少なくともプロジェクトの認証申請時に 1 回の審査を実施し、完了したプロジェクトに対して最終審査を実施しなければならない。

7.9.3 マルチプロジェクト認証の場合、認証機関は認証書の有効期限前に少なくとも 4 回の定期審査を実施しなければならない。

注 1：「毎年」とは、12 ヶ月±3 ヶ月ごとに 1 回を意味する。

注 2：認証書の有効期間が 5 年未満の場合、定期審査の回数をそれに応じて減らすことができる。

7.10 認証の終了、削減、一時停止、取り消し

7.10.1 認証が一時停止または取り消された場合、認証機関は顧客組織に対し、PEFC 商標および主張の今後の使用は許可されない旨を通知しなければならない。また、認証が一時停止された場合、認証機関は顧客組織の遵守状況を監視しなければならない。

7.10.2 顧客組織が 7.6 に規定された期限内に不適合を是正できない場合、認証機関は認証を一時停止しなければならない。

7.10.3 根拠のある懸念または苦情が調査され、確認された場合、認証機関は顧客組織に対し、PEFC 商標の今後の使用は許可されない旨を通知しなければならない。

7.11 苦情と異議申し立て

PEFC ST 2003 の第 13 条に記載されているすべての要求事項が適用される。

8. マネージメントシステムに関する要求事項

PEFC ST 2003 “PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項”の第 8 条に記載されているすべての要求事項が適用される。

付属書 1（規範的）：認証機関の PEFC 公示

PEFC ST 2003 “PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項” の付属書 1 のすべての要求事項が適用される。

付属書 2（規範的）：PEFC 公示に関し PEFC 評議会が認める認定

PEFC ST 2003 付属書 2 のすべての要求事項が適用される。

さらに、認定の範囲には、PEFC ST XXXX プロジェクトのための森林及び森林外樹木産原材料の持続可能な調達とトレーサビリティ - 要求事項、PEFC ST XXX、PEFC プロジェクト調達規格に照らして認証を実施する認証機関に対する要求事項、および認証機関が評価されるその他の要求事項も明示的に記載されなければならない。

付属書 3（規範的）：マルチプロジェクトの審査におけるサンプリングの実施に関する特別要求事項

1. 一般事項

1.1 マルチプロジェクトの場合、認証機関は、各プロジェクトについて顧客組織がプロジェクト調達認証の要求事項を遵守していることに十分な確信を得るために適切な場合、プロジェクト間でサンプリングを実施することができる。

1.2 認証機関は、プロジェクト間の差異、7.4.2.4 に定義されるプロジェクトレベルの要因に応じた複雑性、およびプロジェクト調達認証の実施状況が評価されたことを確認するために、審査対象プロジェクトの選択の正当性を実証できなければならない。

1.3 サンプルは、プロジェクトプロセス、プロジェクト期間内のプロジェクト状況、およびプロジェクト認証の対象となる活動における差異に関して代表的なものでなければならない。

1.4 初回審査の場合、1 回の審査で訪問するプロジェクトの最小数は、プロジェクト総数の平方根を切り上げた整数とする。

$$y = x$$

y = 訪問するプロジェクト数、x = プロジェクト

1.5 定期審査および再認証審査の場合、サンプルは以下について別々に決定しなければならない。

a) 継続中のプロジェクト、および

b) 前回の審査以降に終了したプロジェクトで、認証機関により前回外部審査を受けていないもの。

注 1：「別々に決定」とは、プロジェクトを分離した後にサンプルを決定することを意味する。

注 2：認証機関による初回審査後に追加されたプロジェクトは、「a) サンプリング中」に分類される。

1.6 定期審査の場合、1 回の審査で訪問する継続中のプロジェクトの最小数は、継続中のプロジェクトの総数の平方根から係数 0.6 を減じ、次の整数に切り上げた数とする。

$$y=0.6 x$$

y = 訪問するプロジェクト数 x = プロジェクトの総数

1.7 再認証審査の場合、サンプル数は初回審査の場合と同じ (x) とする。ただし、マネージメントシステムが認証サイクルを通じて有効であることが証明された場合、サンプル数は $y=0.8\sqrt{x}$ (小数点以下を切り上げた値) まで削減することができる。

$$y=0.8\sqrt{x}$$

y = 訪問対象となる進行中のプロジェクト数 ; x = プロジェクトの総数

1.8 定期審査および再認証審査の場合、前回の審査以降に完了したプロジェクトのうち、認証機関による前回の外部審査を受けていないプロジェクトの最低訪問数は、完了したプロジェクトの総数の平方根から係数 0.6 を差し引いた数 (小数点以下を切り上げた値) とする。

$$y=x$$

y = 訪問対象となる完了したプロジェクト数 ; x = プロジェクトの総数

表：サンプリングの概要

	プロジェクトの種類	サンプル数
初回審査	N.A	$y= \sqrt{x}$
定期審査	継続中のプロジェクト	$y=0.6 \sqrt{x}$
	前回の審査以降に終了したプロジェクトのうち、外部CB審査を受けなかったプロジェクト	$y= \sqrt{x}$
再認証審査	継続中のプロジェクト	$y= \sqrt{x}$ $y= 0.8 \sqrt{x}$ if マネージメントシステムが認証サイクルを通じて有効であることが証明されている
	前回の審査以降に終了したプロジェクトのうち、外部CB審査を受けなかったプロジェクト	$y= \sqrt{x}$

1.9 サンプルは、以下に定める要因に基づき部分的に選択的、部分的に非選択的であるべきであり、無作為抽出の要素を排除することなく、様々なプロジェクトが選択される結果となるべきである。

1.10 サンプルの少なくとも 25%は無作為に抽出されるべきである。

注：リスクベース審査の文脈において、特定されたリスクによって正当化されない限り、プロジェクトの選択において、前回のサンプルのプロジェクトを訪問することは避けるべきである。これにより、無作為に抽出できるサンプルが 25%未満となる可能性がある。

1.11 下記の基準を考慮し、残りのサンプルは、認証書の有効期間全体にわたって選択されたプロジェクト間の差異が可能な限り大きくなるように選定されなければならない。

1.12 7.4.3.2 項に規定する選定基準に加えて、プロジェクト選定基準には、特に以下の事項が含まれなければならない。

a) メンバーの地理的分散

注：地理的分散は、認証サイクル内のサンプル選定に反映される場合がある

b) プロジェクト期間におけるプロジェクトの段階

c) 認証機関が重要と考えるその他の事項

1.13 認証対象となる顧客組織の活動に関する認証機関のリスク分析において、以下の要因によりリスクが増大すると示唆される場合、サンプル数を増加させなければならない。

a) プロジェクトの規模、PEFC 認証を取得していないプロジェクトメンバーおよび外部委託サービス提供者の数

b) 原材料フローおよび管理方法の複雑性および多様性

c) 問題のある出処からの原材料調達のリスクレベル

d) 苦情記録ならびに是正措置および予防措置に関するその他の関連事項

e) 多国籍企業としての側面

f) 内部監査および外部審査の結果

付属書 4（規範的）：マルチサイト及び SME グループ認証

1. 一般事項

この付属書は、サイトネットワークを有する顧客組織における PEFC プロジェクト調達認証の審査および認証のためのものであり、認証の適用範囲に記載されているすべてのサイトにおいて、顧客組織のプロジェクトが PEFC プロジェクト調達認証規格に適合していることについて十分な信頼性が得られ、かつ、審査が経済的にも運用的にも現実的かつ実行可能であることを保証することを目的としている。

この付属書は、規格本文の要求事項を補完するものであり、規格本文と併せて実施されなければならない。

2. マルチサイトまたは SME 顧客組織の適格基準

PEFC ST 2003“PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項”、付属書 3 の 2 項 のすべての要求事項が適用される。

3. プロセスに関する要求事項

3.1 申請

認証機関は、認証申請の一環として、少なくとも以下の情報および文書を顧客組織から入手しなければならない。

- a) PEFC プロジェクト調達認証の対象となる参加サイト、サイトごとの具体的な、およびプロジェクトごとの必要な情報

3.2 申請のレビュー

3.2.1 認証機関は、初回審査において、認証対象となるプロジェクト及びプロジェクトマネージメントシステムの活動の複雑性及び規模、並びにサンプリングレベルを決定する根拠としてサイト間の差異が確実に特定されるよう、手順を定めなければならない。

3.2.2 認証機関は、認証の実施に関する契約上のパートナーである顧客組織の中心的機能を特定しなければならない。契約は、認証機関がマルチサイト又は SME グループの顧客組織の全てのサイトで認証活動を実施できるようにしなければならない。

3.2.3 認証機関は、3.2.1、3.2.2、及び 3.2.3 で要求される活動が実施されたことを示す記録を保持しなければならない。

3.3 評価

3.3.1 認証機関は、マルチサイトおよび SME プロジェクトグループ手順に基づく審査に対処するための文書化された手順を備えなければならない。文書および記録のレビュー、現地審査などを含むこれらの審査手順は、認証機関が、とりわけプロジェクト調達認証の要求事項がすべてのサイトに実際に適用されていること、および PEFC プロジェクト認証規格（附属書 2 を含む）のすべての基準が満たされていることを確認する方法を確立しなければならない。

3.3.2 審査の目的は、以下の事項を確認することである。

- a) すべての事業体が認証範囲に含まれるための適格要件を満たしていること。
- b) 最初の審査以降、SME グループのすべての参加者が有効な PEFC 商標ライセンス契約を締結していること。

3.3.3 認証機関は、審査時間配分に関する全体方針に基づき、マルチサイト審査に費やした時間の正当性を実証できなければならない。

3.3.4 初回審査、定期審査、再認証審査の一環として各サイトに費やす最小審査時間は、7.4.2.3 項で定義される審査時間と同じである。審査時間短縮は、拠点には関連しない中央本部でのみ審査される COC 規格の条項を考慮して適用することはできる。

3.3.5 中央本部についての短縮は認められない。認証機関は、審査時間を決定する際に、少なくともサイトの数と、マルチサイトまたは SME プロジェクトグループを考慮しなければならない。

3.3.6 審査計画には、サンプルの一部として訪問するサイトを記載しなければならない。

3.3.7 認証機関は、サンプル数を決定するにあたり、サイトの数とサイト間の差異を考慮しなければならない。SME プロジェクトグループの場合、認証機関は、参加者が単一プロジェクトか複数プロジェクトかを考慮しなければならない。

3.3.8 中央本部は必ず審査されなければならない。

3.3.9 認証機関は、個々のケースにおいて、組織の各拠点がどの程度類似した原材料フローを持ち、それによってプロジェクト調達を同様の方法で適用できるかを分析しなければならない。マルチサイトまたは SME グループ顧客組織に含まれる拠点の類似性は、サンプリング手順の適用時に考慮されなければならない。

3.3.10 複数の審査チームが拠点ネットワークの審査に関与する場合、認証機関は、すべての審査チームの調査結果を統合し、統合報告書を作成する責任を負う専任の審査リーダーを指名しなければならない。

3.4 不適合

PEFC ST 2003 “PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項”、付属書 4 の 3.4 のすべての要求事項が適用される。

3.5 認証書類

PEFC ST 2003 “PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項”、付属書 4 の 3.5 のすべての要求事項が適用される。

付属書 5. (規範的)：審査報告書の最低限の内容

審査報告書には、少なくとも以下の内容が含まれなければならない。

1. 表紙
2. 顧客組織の説明
3. 顧客組織の PEFC COC に関する説明（以下を含む）
 - a) マネージメントシステム
 - b) 組織および／またはサイトの構成要素
 - i. プロジェクトの範囲の説明
 - ii. PEFC 商標の適用範囲
4. 審査の範囲
 - a) プロジェクト調達 ST および ST 2001 の適用認証基準
 - i. 管理方法
 - ii. PEFC 商標規則
 - iii. PEFC デューデリジェンスシステム要求事項または PEFC EUDR DDS
 - b) 訪問サイト
 - c) 遠隔審査の場合：
 - i. 遠隔審査実施の正当性
 - ii. 適用した手法とその正当性
 - d) マルチサイト審査の場合：
 - i. 付属書 3、3.2.3 項に基づくサンプル数の算出
 - ii. サンプリングの正当性
 - iii. 審査対象サイト
5. 審査結果
 - a) 認証要求事項の該当するすべての条項への適合または不適合を示す結果の提示
 - b) 実施された是正措置、ならびに是正措置の報告および完了までの期限
 - c) 過去に実施された是正措置の評価
 - d) 推奨される認証決定